

地方支部紹介

地方支部紹介

中央大学法曹会には、札幌、神奈川、名古屋、北陸、大阪、広島、四国及び福岡の八支部があります。が、本号では、このうちの、札幌、神奈川、北陸、広島及び福岡の五支部を紹介いたします。

一 札幌支部

平成一〇年九月設立。

支部会員数 一〇名

支部長 能登 要

幹事長 太田三夫

年会費・支部規約のいずれもなし。活動実績も今のところないとのことである。

二 神奈川支部

平成一七年三月設立

支部会員数 九三名（うち、会費納入者は約八割）

支部長 村瀬統一

年会費 三〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 総会（年一回・六月）、忘年会（又は新年会、新規登録弁護士・修習生・エクスターンシップ院生歓迎会を兼ねる。）

三 北陸支部

平成一五年三月設立

支部会員数 一九名

幹事長 米沢龍信（金沢）

副幹事長 佐伯康博（富山）、小島峰雄（福井）、西 徹夫（金沢・事務局長兼任）

会計担当 前川直善（金沢）

年会費 五〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 設立総会を平成一五年三月二九日開いたが、その後総会等の定期会合は開催されていないが、今後の活動方針を決めたいとの意向が示されている。

なお、現状について、次のようなアピールが西副幹事長名で寄せられている。

今般北陸支部から寄せられたアピール全文

「平成一五年三月二九日（土）、金沢市内の金沢全日空ホテルで開催された設立総会において、幹事長に米澤龍信（金沢弁護士会所属弁護士）、副幹事長に佐伯康博（富山県弁護士会所属弁護士）、小島峰雄（福井弁護士会所属弁護士）及び西徹夫（事務局長を兼務、金沢弁護士会所属弁護士）並びに会計担当幹事に前川直善（金沢弁護士会所属弁護士）が各選任され、中央大学法曹会名古屋支部北陸分会として発足した。

会則によれば、会員は北陸三県に住所又は勤務場所を有する法曹関係者をもって組織されることとなっているが、実際、その主軸となっているのは北陸三県の弁護士会所属の弁護士ばかりで、その数一九名（富山三名、金沢一〇名、福井六名）である。残念なことに、裁判官、検察官及びその他弁護士以外の数については、現時点では把握しきれていない。

設立総会開催時は、出席会員一同、母校中央大学の隆盛と司法の発展に寄与することを活動の根幹とし、地域に密着した諸活動を行うべく主体的、積極的な意識の下スタートしたが、その後における活動は当初の思いとは裏腹に沈静化しているのが現状である。

地方の法曹界に身を置く会員各位が公私にわたって多忙を極めていることもあり、設立総会が開

催されてから現在まで少なくとも「総会」と指称される会は一度も開催されておらず（会則には年一回の定時総会を開催する旨規定されているが）、正直申し上げて会員相互間の交流も充分に図られていない状況にある。

また会員の多くは各県における中央大学学員会支部の役職を兼務している状況にあり、該会務に忙殺される現状にあって、本会の方に手が回らないのが実情といえる。

然るに、若い新会員の相当数の増加が見込まれる現在、これからは同人らに是非とも本会の運営の中心となり、会の発展に寄与してもらいたいと願っている。実年齢が若いとか、入会年次や法曹界での経験の深浅に拘らず、自由闊達に、かつ率先して会の運営に関わってほしいものである。この思いは一人私のみならず、先輩諸氏の思いでもある。司法制度の改革（司法試験合格者の大幅な増加）に伴い、法曹界に携わる中央大学出身者の数も格段に増えることが予想される中、その思いをより強くする昨今である。

近年、法律事務所がとすると都市部に集中し、かつ巨大化する傾向にあるが、他方、生まれ育った土地に帰り地域住民と共にあって司法と向き合おうとする者も少なくないことを忘れてはならない。また新天地を求めて、この地を終生の棲家とする方もいると仄聞する。そうした方々にとって、本会が地域法曹関係者との窓口的役割の一助を担うことができれば幸いである。

今後は、北陸三県から選出された連絡担当幹事が本部会あるいは他支部と密に連携を取り、情報交換が尽くされるよう、まずは年一回の総会開催を定例化できるよう心掛けていきたい。また折に

触れ、テーマ・人材を選んだ講演会や勉強会などの開催にも積極的に取り組んでいきたいと思っている。本部会や支部会等の知恵を拝借のうえ、幾多の御支援、御助言を頂戴することが余儀なくされる次第で、その折には何卒御高配願えればと思う。

北陸という風土が生んだ地域性を十二分に生かしつつ、その地でしか育めない特色ある組織作りをすることが、本会の発展を招来し、ひいては本部会の隆盛に寄与すると信じてやまない。

平成一九年一月一九日

執筆責任者 副幹事長 西 徹 夫

※ 米沢先生からの報告書には、名古屋支部北陸分会を北陸支部に変えて欲しいとの要望が記載されており、同先生から送られた支部規約にも「名古屋支部北陸分会」となっていますが、中大法曹巻末の支部規約では「北陸支部」になっており、そもそもどちらが正しいのか不明です。確認を要すると思います。

四 広島支部

平成一六年一月設立

支部会員数 四〇名

支部長 国政道明

副支部長 二国則昭

なお、幹事には、判検事も選任されている。

年会費 未定

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 総会を年に一度開催することとなっているが、平成一七年、一八年は開催されていない。今後は幹事会を開き総会を定例化する意向が示されている。

支部活動の特色 法曹三者で支部を構成している（編集部注……なお、いずれの支部でも、規約上は中大出身の「法曹」を正会員としており、判検事も含まれることになっているが、広島支部では前記のとおり判検事からも幹事を選任しており、特色となっている。また、法曹会本部に対し、東京から広島に転勤する判検事の情報を伝えて欲しいとの要望が挙げられている。）。

支部から中央大学への要望 法科大学院の現状を知らせてもらいたい。

五 福岡支部

平成一三年七月設立

支部会員数 約一〇〇名

支部長 湯川久子

副支部長 加藤達夫（福岡部会）、島内正人（北九州部会）、堺 紀文（筑後部会）

事務局長 市丸信敏

年会費 三〇〇〇円

支部規約 本書巻末記載のとおり。

支部活動の概要 毎年七月又は八月に総会を開催。総会の際には中大OBの卓話を行っている。なお、本書二〇号（平成一五年五月発行）に「福岡支部の歩み」が掲載されている。

支部活動の特色 総会には修習生を招待している。

平成一九年一月三〇日付けで支部役員の連名で中央大学理事長宛に、同年二月三日付けで総長・学長宛及び学員会長宛に、大学の都心展開を求める建白書を提出している。建白書の内容は後記のとおり。

今後の活動目標等 福岡県以外の九州各県（沖縄県を含む）や山口県の中大法曹とも交流を深めることとし、総会開催地を順送りすることにして、平成一九年は、熊本市での開催を予定している。

記

建白書

中央大学理事長 鈴木 敏文 殿

平成一九年一月三〇日

福岡弁護士会

（卒業年次順）

弁護士	湯川 久子 (昭和二六法卒)	福岡 部会
弁護士	出雲 敏夫 (昭和三六法卒)	福岡 部会
弁護士	岩崎光太郎 (昭和三六法卒)	福岡 部会
弁護士	伊達健太郎 (昭和四六法卒)	福岡 部会
弁護士	市丸 信敏 (昭和五三法卒)	福岡 部会
弁護士	野田部哲也 (昭和五六法卒)	福岡 部会
弁護士	岡崎 信介 (昭和五七法卒)	福岡 部会
弁護士	吉原 洋 (平成一〇法卒)	福岡 部会
弁護士	木崎 博 (昭和四二法卒)	北九州部会
弁護士	島内 正人 (昭和四五法卒)	北九州部会
弁護士	堺 紀文 (昭和三八法卒)	筑後 部会
弁護士	塩澄 哲也 (平成 四法卒)	筑後 部会
弁護士	西村 尚志 (昭和六〇法卒)	飯塚 部会

中央大学当局が、母校発展のため日夜懸命に御尽力されていること、かねてより敬服いたしております。

私共は、中央大学法曹会福岡支部の有志ですが、中央大学が全学多摩に移転してより、司法試験

はじめ国家試験合格者の順位が下降し、中央大学の入学志願者も減少していることを知らされ、一同深く憂慮しております。まず一部の専門課程だけでも至急「都心へ回帰」お願い致したく、弁護士有志で話し合いペンをとりました。

多摩に移転した理由については、大学当局より種々聞き及んでいます。が、「法科の中央」とも「商科の中央」ともいわれ、栄光を誇った中央大学が、このままいけばすっかりローカル大学になってしまうと、心配でなりません。

私共は、中央大学の起死回生の策として、せめてかつて「法科の中央」といわれていた記憶が残っているうちに、先ず法学部を都心に回帰させることではなからうかと思っています。現に、第一回ロースクール卒業生に対する司法試験では、合格者数で中大がトップとなりました。都心の市ヶ谷に開設されたことが大きな要因と思われます。

いま私共は、中央大学が、明治一八年（一八八五）若き法律家一人によって、東京の神田錦町に「英吉利法律学校」として創立されたこと、明治三八年（一九〇五）に中央大学と改称され、本年で二二二年になることを思い起こしております。名称の由来については詳らかではありませんが、「中央大学が『学術の中枢』になることを期し、同時に大学の所在地である神田が東京の中央にあたり、東京は日本の中央であるという含みがある」と推定した先輩たちに、建学の気概を感じます。その年経済学科が、四年後商業学科が新設され、大学は総合化に踏み出しています。

戦後の昭和二四年（一九四五）に理工学部が、その二年後に文学部が設立されますが、この昭和

二〇年代、三〇年代、中央大学は、「中央大学で学んだ者の中から、国立大学に対抗できるような学者を輩出しよう」。「国家試験の成果において他のすべての大学を凌駕しよう」という二大政策を決め、これを実行に移し成果を挙げていきます。

私共有志の多くは、司法試験で東大と一、二を争いまたは東大を凌駕した時期に、神田駿河台で、先輩の指導のもと合格した者たちです。

女子も昭和二年に男女共学になった後は、法学部の学生中女子はわずかパーセント位の人数の中から、昭和二五年以降毎年一名乃至数名の合格者を出して、他校を凌駕するようになります。

中央大学は「法科の中央」ともいわれるようになります、法律家をめざす若者たちは、こぞって「中央大学」を受験するようになりました。すると「法科の中央」は、一つのブランドとなって、国家試験に無関係な学科まで優秀な学生が受験するようになりました。

毎年一月二日と三日に行われる東京箱根大学駅伝でも、中央大学は、昭和二三年から三九年までの一六年間に一三回も優勝し、「大学駅伝の名門」といわれるようになります。そのころの学生たちは自信に満ちあふれ、「お茶の水駅」界わいを大手をふるって闊歩しておりました。

大学は次第に駿河台の敷地を狭く感じはじめ、昭和三〇年代になり、中央大学の進路を確定するため外国大学の視察団が派遣されるなど、模索をはじめます。

昭和四〇年代の後半、中央大学は激しい学園紛争の拠点となり、大学は荒廃、多摩キャンパスに移転せざるをえない事態に追い込まれ、大学は遂に「全学移転」を決断します。

ところが昭和五三年（一九七八）大学が多摩へ全学移転すると、国家試験の合格者数が落ち込み、中央大学は凋落の一途をたどりはじめます。このことは大学当局も予想外のことと、苦慮されていることと存じますが、九州の方には、大学の衰退をとめる手だてがなされている様子は見えてきません。しかし心ある人は、もはや「都心回帰」しかないと思っっているのではないでしょうか。

昨年理事長宛、「公開建白書」や「手紙」が各地から出され、貴重な意見が述べられています。私共もまったく同感です。都落ちした中央大学の浮上は、都心回帰しかないと思います。

私共が都心回帰を提言する理由は、およそ次の通りです。

一、都心だと、教授、先輩、ロースクールの学生らと交流が容易にでき、意欲をかきたてられ、刺激がうけられること。

二、都心だと、優れた教授、講師、売れっ子の教授を招聘しやすいこと。

三、都心だと、自宅通学も容易にでき、都会の大学というイメージが上がり大学志願者が増えること。

四、都心だと、就職活動や他学との交流も至便となること。

五、若者の多くは、いまでも都会に憧れ、群れを好み、賑やかなところが好きであり、都心だと催物も多くみられ、幅広い視野をもつ人間が育つと思われること。

六、法学部の三、四年生を都心に回帰させれば、大学志願者も増え、必然的に質の高い学年も集まり、中央大学のロースクールに入学する中央大学出身者比率も高まり、司法試験の合格者数も増

えると考えられること。

七、教養課程は多摩で、専門課程は都心で学ぶという大学の態勢ができれば、中央大学の未来は輝かしいものとなること。

資金面については、寄付だけに頼らず、学債を発行するなどして広く集め、大学も無駄を省くなど経営努力をしていくことで、今まで寄付しなかったOBたちも振り向いてくれるようになると思われます。

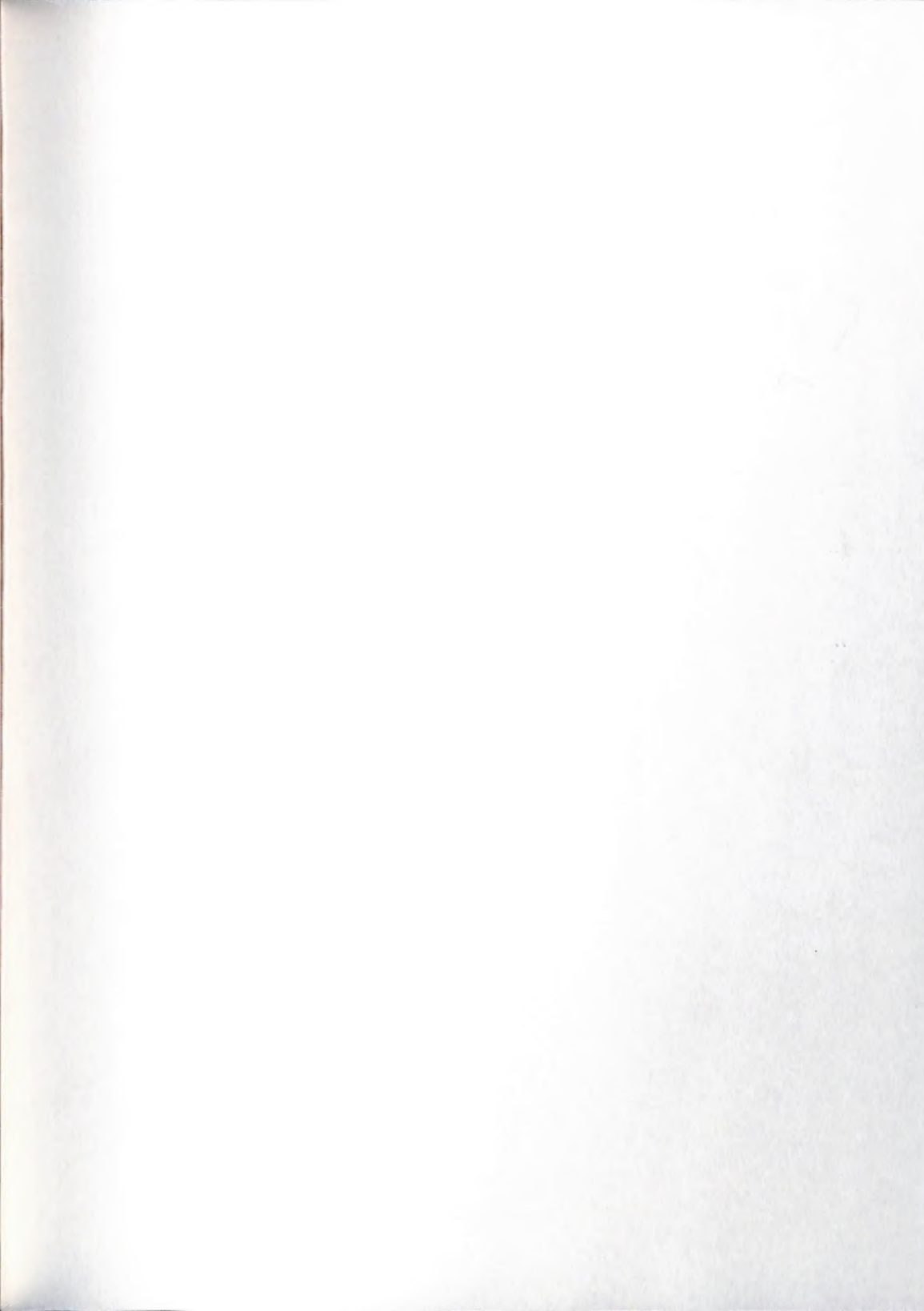
九州では、「法科の中央」を知らない人が多くなりました。私共が元気でいる間は、ブランドの火を灯していくつもりですが、「都心回帰」は急を要します。今一度、中央大学の原点にたちかえり、先ずもって法学部の三、四年生だけでも早急に都心に移していただきたく、ここに中大OBの弁護士有志、建白書を提出し、伏してお願い申しあげます。

以上

※この建白書は既に鈴木敏文理事長に提出されたとのことです。

以上

委員會報告



法職教育検討委員会活動報告

法職教育検討委員会委員長

奈良道博

法職教育検討委員会委員長代行

横溝高至

一 当委員会の活動の方針

当委員会は、中大法曹会が本学法科大学院と本学法学部の法曹養成教育に対する支援活動を行うことに
関し、検討し実行することを主眼としている。

平成一八年度に実施された初めての新司法試験において本学法科大学院は一三一名の合格者を輩出し、
他の大学の法科大学院を押さえ第一位になった。今後もこの位置を確保しつづけていたいただきたいと願う
次第である。司法制度改革の結果、法曹養成制度は、法科大学院を中心とし、理論教育と実務教育のバ
ランスを配慮しつつ、理論と実務の架橋を目指すものとなっている。こうした視点から見て、強靱な法
曹実務家の揃った中大法曹会は、本学法科大学院の発展のため寄与し続けることが求められている。

また、法科大学院は、社会人や未習者に対しても門戸を広げるといふ制度ではあるが、中心はやはり法学部卒業生が担っていくものと思われる。したがって、本学法学部における法曹養成教育はさらに充実したものになる必要がある。中大法曹会は、本学法学部の法曹養成教育のためにもいっそうの寄与・貢献をする必要がある。

以上のような観点から、当委員会は、本学法科大学院と本学法学部の法曹養成教育に対し支援すべく活動をしている。

二 本学法科大学院への支援

本学法科大学院への中大法曹会の支援としては、法科大学院の学生に対する実務基礎科目のエクスターンシップと実務家教員に対する支援があげられる。エクスターンシップは、法理論と法曹実務との架橋を実現するために研修担当弁護士において学生の実務体験に協力するものである。中大法曹会は、全国で多数の弁護士に研修担当弁護士としての協力を得て、エクスターンシップの実施に関し貢献をしている。なお、本学法科大学院においては、エクスターンシップの報告会も実施し、エクスターンシップの実施状況を確認しつつ、今後の実施のための改善点等について意見交換も行っているが、この報告会にも多くの研修担当弁護士に参加していただいている。

本学法科大学院では、中大法曹会会員の中で、多くの実務家教員が法科大学院教育に貢献してくださっている。中大法曹会は、法科大学院との懇談会を通じ、実務家教員との意見交換をする等し、実務家教員に対する支援を続けている。

三 本学法学部への講師派遣と法廷傍聴会

中大法曹会では、本学法学部が実施する「法曹演習」に多数の講師を派遣している。当委員会は、学生にとって受講してよかったという講師と演習内容を提供すべく、あらかじめ講師を依頼したい弁護士にアンケート調査をし、講師受諾の意思確認、法曹演習内容の予定等についてご回答いただいたうえ、派遣講師を推薦している。この「法曹演習」は学生に好評を博している。

本学法学部は、多数の学生に法曹への志しをもってもらうべく「法務インターンシップ」という制度を実施している。これは、法学部学生が、二週間程度、ほぼ毎日弁護士事務所に通い、弁護士事務所において弁護士実務に接し、弁護士から実務の概要を聞く等の機会をもつというものである。法務インターンシップに参加した学生は皆、紙面一杯に報告・感想を書いた報告書を提出している。中大法曹会は、当委員会の委員を中心に実習先事務所を推薦している。

当委員会は、例年七月と十一月の二回にわたって法学部生を対象とした法廷傍聴会を実施している。刑事法廷が中心であるが各回五〇人の学生が参加し、どの回も盛況である。法廷傍聴後、参加者と当委員会委員との懇談会を行うが、法廷での法曹三者の活動について鋭い感想を述べる学生も多い。このような学生が法曹の道を志し、初志貫徹をすることを願う次第である。今後とも、この法廷傍聴会は続けていく予定である。

大学問題委員会活動報告

大学問題委員会委員長

鈴木 康 洋

一 当委員会の目的

当委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会第三条第一号に定める事項（中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること）を審議し、回答することを目的とする委員会である（中央大学法曹会大学問題委員会規則第二条）。

二 平成一七、一八年度諮問事項

平成一七年度及び同一八年度の幹事長の諮問は、次の二つであった。

1 平成一七年一〇月一二日付け諮問事項

(1) 総長制度について、現行規定では総長を必須機関としていますが、「……を置く。」（中央大学

基本規定第四条)の規定を「……を置くことができる。」に変更し、任意的機関とするのがよいかどうか、検討して下さい。

- (2) 理事長及び総長の選考方法について、現行規定では三分の二の特別決議(同基本規定第七条四号)によることとなっております。従来総長選考についてこの規定により選考することができなかった先例があり、また、現鈴木敏文理事長の選考についても上記同様の規定(同基本規定第一五条五号)のため混乱を極めたことはご承知のとおりであります。これらの先例を踏まえて、特別決議を維持するのかもしれないが過半数の決議によるのかご検討下さい。

2 平成一八年一月一七日付け諮問事項

- (1) 学長選考について、現行規定では第七条に「選挙人」の規定があります。それによると、教授と職員即ち

① 各教授会会員(特任教授を除く。)

② 職員のうち副参事以上の者、主事及び副主事で互選した者若干人の合計一五〇人をもって選挙人とされております。ここでは、学員(卒業生)は選挙人となっております。

- (2) そこで選挙人に評議員などの学員を参加させて、中央大学の革新を図るべきとの意見がありますが、これについての可否を検討して下さい。

(3) 更に、前項②の「副参事以上の者、主事及び副主事で互選した者若干人合計一五〇人」の職員が選挙人になることの可否並びに可とする場合、職員の数は一五〇人でよろしいかどうか、また

適当と思われる数は何人であるかを検討して下さい。

三 委員会の開催条項

上記の諮問事項を審議するため、平成一七年一〇月二日、十一月八日、十二月六日、平成一八年一月一七日、二月一四日、三月一四日、四月一日、五月三日、六月二六日、七月三一日、九月二六日、十一月二〇日、十二月二日、平成一九年一月一六日、二月一五日、三月一三日、四月一六日の計一七回開催された。

四 答申

1 平成一七年一〇月二日付け諮問事項

平成一七年一〇月二日付け諮問事項に対しては、平成一八年一月一七日に開催された当委員会において、「基本規定改正案」の形で取りまとめた。これは、平成一九年一月二六日に開催された中央大学法曹会幹事会において、中央大学に提出することについての承認を得た。

基本規定改正案の概要は、次のとおりである。

- ①総長について、現行は必置の期間となっているが、任意機関とする。
- ②総長を置かなかった場合、総長の職務を行なう者を理事会で定める。
- ③理事長の選考については、理事選考委員会の出席委員の三分の二以上の多数で選任するものとする。

るが、三分の二の多数を得るものがいなかったときは、最も多くの得票を得たものと次に多くの投票を得たものによる決選投票を行い、その決選投票において多数を得たものを選考するという方法による。

2 平成一八年一月一七日付け諮問事項

平成一八年一月一七日付け諮問事項に対しては、平成一九年三月一三日に開催された当委員会で、次のとおり意見を取りまとめた。

①学長の被選資格については、制限を設けない。

②学長の選挙人を以下に掲げるものとする。

- (1) 教授、准教授、専任講師、特任教授、客員教授、高等学校長
- (2) 本学の部長（相当）職以上の職員
- (3) 教職員でない理事及び教職員でない評議員

③権限について

- (1) 職員人事委員会の委員長には、教職員ではない常任理事を当て、理事長が委嘱する。
- (2) 職員人事委員会の委員には、常任理事のみならず、理事長が委嘱する教職員ではない理事3人を委員として加える。

(3) 情報研究教育センター所長、保健センター所長、国際交流センター所長、高等学校長、事務局長、総合企画室長、事務システム推進室長等重要人事については、職員人事委員会の審議を

経た上、理事会の承認を得て理事長が任命する。

- (4) 教員の選考・昇進のうち、教授及び准教授の任命については、教授会の審議に基づき、理事会の承認を経て理事長が任命する。

なお、上記取りまとめについて、平成一九年四月一二日に、南甲倶楽部、国会白門、学員体育会と意見交換を行なったところ、当会を含めた四団体で構成する検討委員会を設置し、検討のうえ、最終成案を得て、大学に意見具申することを合意したことを付記する。

以上

会則検討委員会活動報告

会則検討委員会委員長

元 木 徹

第一、当委員会の目的と構成

当委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規定、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とし、本年度の当委員会の構成は次のとおりである。

委員長 元 木 徹（一 弁）

委員（東 弁） 稲 田 寛、河 東 宗 文、瀬 川 徹、森 徹

（二 弁） 木 戸 弘

（二 弁） 新 井 嘉 昭、辻 居 幸 一

（裁判所） 橋 本 和 夫

（検察庁） 青 沼 隆 之

担当副幹事長 林 勘市（一弁）

担当事務局 若 江 健 雄（一弁）

第二、当委員会宛平成一八年六月二九日付諮問書による左記諮問事項について、同年九月二二日に次のとおり答申した。

記

諮問事項

一、中央大学法曹会の活性化方策の一環として、若手会員の参加意識を高めるため、若手会員の年会費を減免することの可否。

二、減免を可とする場合は、その内容につき、中央大学法曹会会費規則の改正案を作成されたい。

答申の趣旨

一、当会の会費規則第二条を改正し、次のとおり若手会員への会費優遇処置を講ずるべきである。

（一）当会の正会員となった後一年以下の者については年会費を免除する。

（二）当会の正会員となった後一年を超え一〇年未満の役員である者については年会費を五〇〇〇円とする。

二、前記一の若手会員への会費優遇処置を講じる場合、その整合性を保つために会則第一四条二項を

改正し、会費を納入しなければならない会員を会則第四条一号に定める正会員とするべきである。

第三、当委員会宛平成一八年一〇月三十一日付諮問書による左記諮問事項について、同年一月一〇日に次のとおり答申した。

記

諮問事項

一、中央大学法曹会の基盤拡充を実践する実務委員会として、進路指導対策委員会を設置するので、進路指導対策委員会規則を作成されたい。

答申の趣旨

当委員会が、諮問書の諮問理由に則して作成した進路指導対策委員会規則は別紙（省略）のとおりである。

なお、第四条二項の委員会の構成のうち、各ブロックの人員構成は、執行部において検討されたい。

第四、中大法曹会執行部は当委員会の前記の答申を受けて、同年一月二二日開催の幹事会において、若手会員の年会費減免のため会費規則の改正及び進路指導対策委員会規則を制定した。

広報委員会活動報告

広報委員会委員長

根 岸 清 一

一 本委員会の二年間の活動は、平成一七年度が「中大法曹ニュース第六号」の発行、平成一八年度が『中大法曹第二二号』の発刊を目標に進められました。

二 平成十七年度の活動は、「中大法曹ニュース第六号」の発行のために、まず編集方針として次の三点を定めました。

- ① 従来どおりタブロイド版、四ページ建てとする。
- ② 見やすく、楽しい読み物とする。
- ③ 若手会員や女性会員の参加を促すものを掲載する。

①については、「中大法曹ニュース」は、二年に一回発刊される『中大法曹』の中間年に、会員に対する情報提供手段として発行されるものであり、近時のトピックスを中心に編集されるものから、

大部のものは相応しくないため、従来どおりの分量とすることにしました。

②については、①に対応して気楽に読めるものにした方が、実際に読んでいただけるものと考えました。そのため、一ページあたりの字数を三割程度減らし、写真やカットも増やしました。

③については、大高執行部が、若手会員と女性会員の積極的参加を促し、中大法曹会の活性化を図るという方針を打ち出していますので、それに沿ったものとするにしました。

現実の紙面構成は、第一ページが、鈴木敏文理事長、永井和之学長・総長のご挨拶を掲載し、第二ページに、大村雅彦法科大学院長の新司法試験の展望を踏まえた、「法科の中央」復活に向けた力強いご挨拶と、大高満範中大法曹会幹事長の挨拶を掲載しました。

第三ページは、「中大法曹会と若手会員の参加」をテーマに座談会を開催し、その結果を加戸茂樹事務局次長がまとめた記事としました。

最後に第四ページは、白井典子会員による、ご自身の経験も踏まえて、(若手)女性会員に対し、中大法曹会に参加するメリットやアドバイスを執筆していただきました。

そして、平成一八年五月十一日の定時総会に合わせて発行いたしました。

三 平成一八年度は、『中大法曹第二二号』の発刊が、唯一最大の目標になりました。

編集方針は次の四点としました。

- ① 従来の体裁は維持し、各責任者の挨拶、活動報告、資料等については、きっちり掲載する。
- ② 第一回新司法試験の結果発表を受けて、新司法試験について特集を組み、会員に広く新司法試験

について知って頂くこと。

③ 大量増員時代を迎え、如何に若手会員を中大法曹会に迎え入れるか、若手会員はどう考えているのか、執筆してもらう。

④ 支部の活動が日本全国に広まって来たことから、全国の支部の活動報告と、誌上支部長座談会を記事として掲載する。

以上につき、委員で担当を分担し、執筆のお願い、督促、出稿、校正を行いました。

右のうち、②の新司法試験特集については、中央大学法科大学院が合格者第一位の成績をおさめたことから、合格体験記に多くの原稿を寄せられました。更に現行試験六一期についても、体育会バレーボール部の主将から転進してみごと合格した岡部鉦平君の合格体験記も掲載することができました。

③については、幅広い分野の若手会員に忌憚ない意見を寄せて頂くことができました。

④の支部特集については、各支部の報告を基に記事を組みましたが、全支部から意見、記事を満遍なく集めることができず、結果として誌上支部長座談会が掲載できなかったことは心残りです。

こういう刊行物の編集の例に漏れず、最後に急にバタバタすることになり、冷や汗をかくことになりましたが、皆様のご協力を得て、こうして無事発刊することができました。

三 二年間にわたる当委員会の活動に当たって、大高執行部からの数々の援助を頂戴し、定期的開催した委員会に当たっては、委員各自の協力もあり、「中大法曹ニュース第六号」の発行と、『中大法曹二二号』の発刊が無事できましたことを感謝申し上げます。

以上

機構改革実行特別委員会活動報告書

機構改革実行特別委員会委員長

三 羽 正 人

はじめに

司法制度を、国民の視点からより利用しやすく力強い大きなものとする司法制度改革の立法を経て、これらを定着させ、改善する取組みを担う中大法曹会が、支部組織の強化及び後進の指導に積極的に取り組むための活動の報告を致します。

一 当委員会の活動目的

- ① 本会支部及び支部分会の設立の実行及び推進（規則第二条）
- ② 若手会員の参加増強についての諮問案件（答申済）のフォロー。

二 現在までの活動状況―委員会開催状況

第一回	平成一八年	五月一八日中止
第二回	同年	六月二〇日
第三回	同年	七月一日 広報委員会との合同委員会兼暑氣払い
第四回	同年	九月一三日
第五回	同年	一〇月一七日
第六回	同年	十一月一五日
第七回	同年	十二月四日
第八回	平成一九年	一月一五日
第九回	同年	二月二一日
第一〇回	同年	三月一九日 一二五周年募金実行委員会に引続き開催
第一一回	同年	四月一八日

三 活動目的①について

ア 高裁所在地のうち、東北ブロック以外は支部設立済。

東北（仙台）については、幹事長・委員長等から働きかけ中。

イ 支部会員からの会費徴収方法、本部・支部の会費の割り振り等について、

各支部長宛にアンケート調査を平成一八年一二月末に実施し、得られた支部の回答を検討中である。

四 活動目的②について

進路指導対策委員会の設立準備

ア 幹事長の諮問に対し、中央大学（学部及び法科大学院）出身の司法修習生の進路指導対策委員会構想を具体化し、幹事会の議を経て委員会設立準備

イ 主な活動目的は、修習生の勤務弁護士への就職支援と相談、研修、親睦。構成は四五期を中心とした実働部隊とする。南甲クラブ等との交流も図る。

ウ 下記員数で委員を選中である。

東弁三〇名、一弁一六名、二弁一六名、裁判官六名、検察官六名。

地方支部ブロック二〇名、幹事長指名枠六名、合計一〇〇名以内とする。

東京三会の割当て分は当委員会委員により、地方支部については、支部長宛て候補者を推薦依頼し回答を得つつある。

以上

募金実行委員会活動報告書

中央大学法曹会募金実行委員会

飯塚孝

募金実行委員会は、平成一八年六月一九日に、大高満範幹事長及び坂巻國男事務局長並びに募金実行委員会新事務局長三羽正人先生同席のもとで、前募金実行委員会委員長安原正之先生及び同前事務局長石渡光一先生から事務引継ぎを受け、創立一二五周年募金の法曹会関係について報告を受けました。

その結果、法曹会としての募金応募状況はあまり芳しくなく、その一因に募金要請の主体が一元的でないことや募金の使途が明確になされていないことなどが挙げられました。そこで、募金実行委員会としては、名簿の整理と募金の呼びかけ人を各会の多数の有力者にお願ひして法曹会として特色ある募金方法を考えるべきであるとの方針で合意し、取りあえず東京三会における役員経験者に副委員長のお願ひをすることになりました。

募金実行委員会は、平成一八年一一月七日、一二月八日、本年一月二二日、二月一九日、三月一九日

に開催され、本日現在、副委員長に中島義勝先生、今井勝先生、山岸憲司先生（以上東弁）、林勘市先生（一弁）、根岸清一先生（二弁）、事務局長三羽正人先生、事務局助川弘之先生（東弁）にそれぞれお願いすることになりました。

募金実行委員会としては、当面、法科大学院学生に対する奨学金の募金を幅広くお願いすることを検討することとなり、大高満範幹事長及び坂巻國男事務局長において、法科大学院首脳部と連絡をとっていただき、具体的な募金要綱を作成する予定となっています。そして、当面は、五月上旬までに呼びかけ賛同者応募案内を発送し、六月中には奨学金募金のお願いとともにより二五周年募金のお願いを併せて発送することを予定しています。

人事委員会活動報告

中央大学法曹会人事委員会事務局長

坂 卷 國 男

人事委員会は、学校法人中央大学、中央大学学会などの役員人事等の推薦案件につき審議する委員会であり、委員長には、前年度の中央大学法曹会幹事長が就任するのが慣例であり、当年度は、中津靖夫先生が委員長に就任され、前年度からの継続案件であった学校法人中央大学理事長選考が年度当初の重要人事であり、それに伴う学校法人中央大学常任理事案件があった。その他、学校法人中央大学および中央大学学会などの役員人事につき推薦したが、人事委員長中津靖夫先生が平成一九年三月二日ご逝去され、残任期間には幹事長大高満範先生が委員長代行に就任された。

このような状況のため、当職が人事委員会活動について、報告します。

平成一七、一八年度の主な人事関係は、次の通りである。

一、平成一七年七月一五日推薦

ホームカミンググディ実行委員

大 高 満 範

福 家 辰 夫

坂 卷 國 男

瀬 川 徹

林 勘 市

原 誠

二、平成一七年八月二〇日推薦

学校法人中央大学商議員候補者推薦委員

大 高 満 範

坂 卷 國 男

山 本 隆 幸

中 津 靖 夫

原 誠

三、平成一七年九月七日推薦

学校法人中央大学商議員

井上勝義

水津正臣

荒井清壽

菅重夫

木戸弘

門屋征郎

栃木敏明

伊達俊二

四、平成一七年九月三〇日推薦

中央大学総長選考委員

大高満範

石渡光一

坂巻國男

山本隆幸

奈良道博

中津靖夫

原誠

五、平成一八年三月三〇日推薦

中央大学多摩学生研究棟運営委員

大高満範

法科大学院進学対策特別委員

山本卓也

藤原力

法務研修特別委員

坂巻國男

小林喜浩

六、平成一八年七月一九日推薦

ホームカミングディ参与

大高満範

坂 卷 國 男

七、平成一九年四月二日推薦

学校法人中央大学評議員会正・副議長候補者推薦委員

大 高 満 範

八、平成一九年四月九日推薦

評議員候補者推薦委員

大 高 満 範

稲 田 寛

大 谷 隼 夫

横 溝 高 至

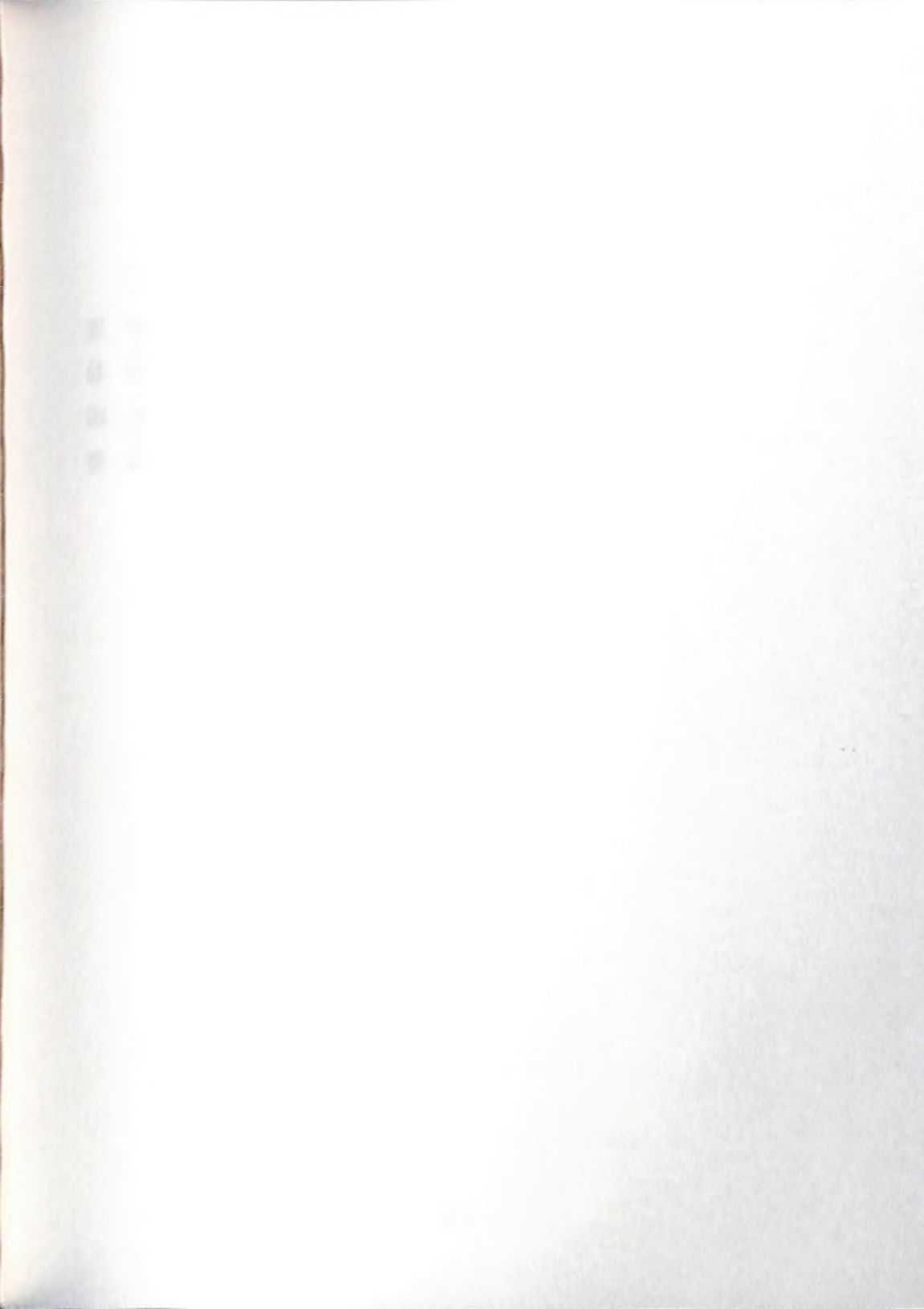
村 山 芳 朗

九、平成一九年四月九日推薦

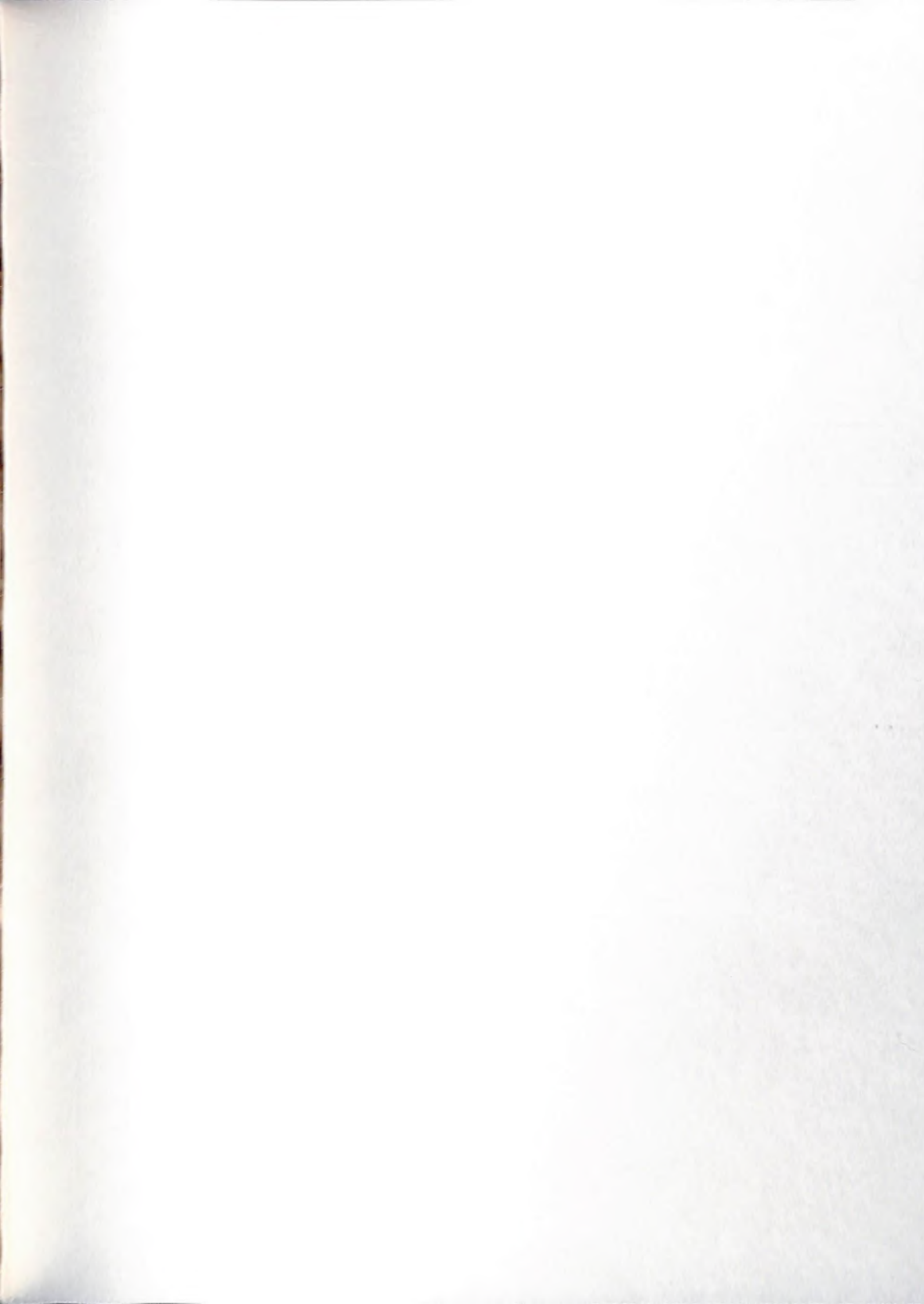
学校法人中央大学評議員

金 澤 恭 男

門 千 今 荻 丹 飯 安 御 坂
屋 葉 中 原 羽 沼 藤 園 卷
征 昭 美 静 健 良 賢 國
郎 雄 耶子 夫 介 允 一 治 男



会 務 報 告



平成一七・一八年度会務報告

中央大学法曹会事務局長

坂 卷 國 男

平成一七、平成一八年度の年度当初は、学校法人中央大学理事長選に追われ、中央大学法曹会としても、これに全力を傾注した。かかる中、ホームカミングデイの無料法律相談の実施、二回に亘る司法試験合格者祝賀会の開催、進路指導対策委員会の創設、中央大学学生会四団体との懇談会の開催等々、新たな活動を立ち上げた。又、平成一九年三月二日には、中央大学法曹会推薦の学校法人中央大学常任理事中津靖夫先生のご逝去という悲しい出来事にも遭遇した。

正に、この二年間は激務の連続であったが、反面、楽しく過ごさせてもらった。そして、その間、事務局長として大過なく過ごせたのも、大高幹事長の包容力、福家・林・原副幹事長の忍耐力、水庫・阿部・若江・加戸事務局次長のご協力があればこそと、ここに深く感謝し、お礼を申し上げます。

ところで、平成一七、平成一八年度の会務執行状況については、別稿で報告した通りですが、ここで

は、その中で、特に、印象深い出来事のいくつかにつき、ご報告します。

一、学校法人中央大学の理事長選について

学校法人中央大学の理事長選出は、学校法人中央大学基本規定によれば、理事の互選によるとされているが、実際には、理事選の時、理事長含みで理事を選出し、その理事が理事選出後、理事長となっており、今回は、理事長含みの理事として法曹会から松家里明先生、南甲倶楽部から鈴木敏文先生の名前があり、理事選考委員会で三分の二以上の得票を得た者が選出されるが、情勢からみて、投票を行えば、いずれの候補も三分の二以上の得票は難しい状況であり、膠着状態で推移したが、諸般の情勢を考慮し、松家里明先生が英断され、ようやく鈴木敏文先生に決定した。

二、学校法人中央大学基本規定の改訂について

今次の理事長選の現状を踏まえ、三分の二条項の見直しが検討され、第三次学校法人中央大学基本規定検討委員会で審議のうえ、同基本規定が改定され、原則は、三分の二以上の得票により決せられるが、それでも決せられない場合は、過半数により決せられると改訂された。この審議にあたっては、中央大学法曹会からの意見書に沿った改訂がなされた。

三、ホームカミングデイの無料法律相談の実施について

中央大学では、毎年一〇月にホームカミングデイを開催し、全卒業生を対象にイベントを開催しているが、平成一七年一〇月二三日に開催された第一六回ホームカミングデイに初めての無料法律相談を実施し、平成一八年一〇月二二日の第一七回ホームカミングデイでも無料法律相談を実施し、好評を得た。

法科の中大と言われ、実務家法曹約四二〇〇人を擁する中央大学法曹会としては、今後、かかる活動を積極的にしていくべきであろう。

四、年二回の合格者祝賀会の開催について

従前から、中央大学法曹会としては、司法試験合格者の合格および前途を祝して、合格者祝賀会を開催してきたが、平成一八年度は新司法試験が初めて実施されたため、新・旧の司法試験合格者が、それぞれ異なる時期に発表されたため、それぞれの合格者祝賀会を開催した。

五、進路指導対策委員会の立ち上げについて

司法試験の合格者枠が増大したことに伴い、司法研修所を修了し、新しく法曹となる者のうち、裁判官、検察官の採用枠にさほどの増加がみられず、結局、弁護士登録数が圧倒的に増加し、いわゆる二〇〇七年問題として、的確な対応を求められている現状を踏まえ、中央大学法科大学院修了者に、よもや就職浪人が出ることがないよう、中央大学法曹会としても、約四二〇〇人という中大法曹の全国ネットワークを有機的に活用し、研修所修了者の進路指導するための新委員会を立ち上げた。

六、南甲倶楽部などの懇談会開催について

学員会支部は、現在、職域支部、地域支部、学年支部など全部で二一三支部があるが、それぞれの支部で独自性があるが、支部の中で中心的役割を果たしている支部間で意見交換し、認識を共通化し、的確に活動するためには意見交換をする必要があるとの認識のもと、南甲倶楽部、国会白門会、白門体育会に呼びかけ、四支部の懇談会を平成一八年三月一八日に第一回の会合を開催し、以後、定期的に開催す

ることに決定され、第二回が平成一九年四月一二日に開催された。

七、若手会員との意見交換会開催について

会の活性化のためには若手会員に意識を持ってもらい、会に求心力を持たせねばとの考えから、若手会員に呼びかけ、平成一八年三月一日、中央大学法曹会を広報し、若手会員が求める会はどうあるべきかなどにつき、意見交換会を開催した。

八、会費徴収規定の改訂について

若手会員が中央大学法曹会に参加する意思があるのに、会費が障害となり、参加しにくくなっているかという観点から、会費規程を改訂し、新入会員は一年間に限り、会費を免除し、役員の年会費については、通常、年間一〇、〇〇〇円であるが、登録一〇年未満の役員の年会費は、その半分とする規程の改訂をした。

九、学校法人中央大学理事・監事との懇談会開催について

中央大学法曹会は、学校法人中央大学を支援すること等が目的であり、かかる目的を充分に果たすためには、学校法人中央大学の現状、問題点などにつき的確な認識を持つ必要があるため、学校法人中央大学の経営を担っている理事・監事と懇談会を持つ必要があると考え、理事・監事との懇談会を開催した。

一〇、中央大学法科大学院生との懇談会開催について

中央大学法科大学院生は、中央大学はじめ他大学卒業生が在院しているが、中央大学法科大学院修了

者は全て中央大学学員となる者であり、又、これらの者が後輩を面倒みていくという中大の伝統の家族的情味を受け継いでもらうためには、中央大学法曹会の会員と院生との懇親を通じ、中央大学法曹会に意識を持ってもらう必要があると考え、従前に従い、中央大学法科大学院生との懇談会を開催した。

一、その他の活動について

その他、年一回の総会、毎月一回の執行部会を、又、年四回の常任幹事会・幹事会を、又、時宜に応じ、叙勲受章者祝賀会、栄進者祝賀会、新入会員歓迎会の開催、法廷傍聴の開催、中央大学優秀学生への法曹会賞の授与、中央大学法科大学院入学式、修了式への参列、他の学員会支部総会などへの参列、等々、大学、学員会関係の諸行事に参加した。

中央大学法曹会平成一七・一八年度開催行事報告書

自 平成一七年五月一七日
至 平成一九年五月三〇日

中央大学法曹会事務局

年月日	行事
17・5・17	新旧執行部引継会
5・18	第1回拡大人事委員会
5・31	第1回執行部会
6・6	第2回拡大人事委員会
6・13	第2回拡大執行部会
6・30	各種合同委員会
7・12	第3回拡大人事委員会
7・14	17年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会
7・14	第3回執行部会

11 ・ 8	第2回大学問題委員会
11 ・ 2	法職教育検討委員会（②法廷傍聴会）
10 ・ 28	第3回法職教育検討委員会
10 ・ 19	第3回機構改革実行委員会
10 ・ 12	第5回執行部会
10 ・ 11	第1回大学問題委員会
9 ・ 30	第4回拡大人事委員会
9 ・ 21	第2回機構改革実行委員会
9 ・ 15	第2回法職教育検討委員会
9 ・ 14	第4回執行部会
9 ・ 13	第1回広報委員会
7 ・ 29	法職教育検討委員会（①法廷傍聴会）
7 ・ 28	比較法研究所と懇談会
7 ・ 22	第1回機構改革実行委員会
7 ・ 20	第1回法職教育検討委員会

2 ・ 14	2 ・ 8	1 ・ 26	1 ・ 26	1 ・ 24	1 ・ 18	18 ・ 1 ・ 17	12 ・ 21	12 ・ 13	12 ・ 6	11 ・ 25	11 ・ 24	11 ・ 24	11 ・ 16	11 ・ 16
第5回大学問題委員会	法科大学院生との懇親会	第8回執行部会	17年度第3回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者・司法試験合格者祝賀会	第2回広報委員会	第6回機構改革実行委員会	第4回大学問題委員会	第5回機構改革実行委員会	第7回執行部会(兼忘年会)	第3回大学問題委員会	第4回法職教育検討委員会	第6回執行部会	17年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員歓迎会	第5回拡大人事委員会	第4回機構改革実行委員会

2・15	第7回機構改革実行委員会
2・20	第3回広報委員会
2・23	第9回執行部会
2・23	理事・監事等との懇談会
3・1	(機構改革) 若手会員との懇談会(第1回)
3・14	第6回大学問題委員会
3・15	第8回機構改革実行委員会
3・18	南甲倶楽部・国会白門会・体育会との懇談会
3・24	第10回執行部会
4・10	第4回広報委員会
4・10	第11回執行部会
4・11	第7回大学問題委員会
4・25	第9回機構改革実行委員会
5・11	17年度第4回常任幹事会・幹事会
	18年度定時総会・栄進者祝賀会

9 ・ 13	第15回執行部会
8 ・ 23	第6回広報委員会
7 ・ 31	第10回大学問題委員会
7 ・ 21	法職教育検討委員会（①法廷傍聴会）
7 ・ 14	第5回法職教育検討委員会
7 ・ 13	第14回執行部会
7 ・ 13	18年度第1回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者祝賀会
7 ・ 11	第5回広報委員会
7 ・ 11	第11回機構改革実行委員会
6 ・ 26	第9回大学問題委員会
6 ・ 20	第10回機構改革実行委員会
6 ・ 19	第1回募金実行委員会（新・旧委員長、事務局長引継会）
6 ・ 14	第13回執行部会
5 ・ 23	第8回大学問題委員会
5 ・ 11	第12回執行部会

12 ・ 4	11 ・ 27	11 ・ 22	11 ・ 22	11 ・ 20	11 ・ 15	11 ・ 7	11 ・ 2	10 ・ 25	10 ・ 17	10 ・ 11	9 ・ 27	9 ・ 26	9 ・ 15	9 ・ 14
第15回機構改革実行委員会	第9回広報委員会	第17回執行部会	18年度第2回常任幹事会・幹事会・新入会員・司法試験合格者祝賀会	第12回大学問題委員会	第14回機構改革実行委員会	第2回募金実行委員会	法職教育検討委員会（②法廷傍聴会）	第8回広報委員会	第13回機構改革実行委員会	第16回執行部会	第7回広報委員会	第11回大学問題委員会	第12回機構改革実行委員会	第6回法職教育検討委員会

2 ・ 21	2 ・ 20	2 ・ 19	2 ・ 15	2 ・ 14	2 ・ 5	1 ・ 29	1 ・ 25	1 ・ 25	1 ・ 22	1 ・ 16	19 ・ 1 ・ 15	12 ・ 13	12 ・ 12	12 ・ 8
第17回機構改革実行委員会	南甲倶楽部との懇談会	第5回募金実行委員会	第15回大学問題委員会	第20回執行部会	法科大学院生との懇親会	第4回募金実行委員会	第19回執行部会	18年度第3回常任幹事会・幹事会・叙勲受章者・司法試験合格者祝賀会	第10回広報委員会	第14回大学問題委員会	第16回機構改革実行委員会	第18回執行部会	第13回大学問題委員会	第3回募金実行委員会

4 ・ 23	第7回募金実行委員会
4 ・ 18	第19回機構改革実行委員会
4 ・ 16	第17回大学問題委員会
4 ・ 12	南甲倶楽部・国会白門会・体育会との懇談会
4 ・ 11	第22回執行部会
3 ・ 22	第12回広報委員会
3 ・ 19	第6回募金実行委員会
3 ・ 19	第18回機構改革実行委員会
3 ・ 14	第6回人事委員会
3 ・ 14	第21回執行部会
3 ・ 13	第16回大学問題委員会
2 ・ 28	理事・監事等との懇談会
2 ・ 22	第11回広報委員会
2 ・ 21	第1回進路指導対策委員会

5 ・ 30	5 ・ 10	5 ・ 10
新旧執行部引継会	第23回執行部会	18年度第4回常任幹事会・幹事会 19年度定時総会・栄進者祝賀会